

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【公開番号】特開2010-227133(P2010-227133A)

【公開日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-041

【出願番号】特願2009-74876(P2009-74876)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月29日(2012.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

連続演出実行手段は、

リーチ状態となる前記第1識別情報の可変表示を対象とした前記連続演出が終了する以前に第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示では前記連続演出の実行を禁止する一方、当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される前記連続演出の対象となった前記第1識別情報の可変表示以前に開始される前記第1識別情報の可変表示において、前記連続演出の実行を再開する

請求項2記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

連続演出実行手段は、

リーチ状態となる前記第1識別情報の可変表示を対象とした前記連続演出が終了する以前に特定表示結果とならない第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示では前記連続演出の実行を禁止する一方、当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される前記連続演出の対象となった前記第1識別情報の可変表示以前に開始される前記第1識別情報の可変表示において、前記連続演出の実行を再開し、

リーチ状態となる前記第1識別情報の可変表示を対象とした前記連続演出が終了する以前に前記特定表示結果となる前記第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示および当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される前記連続演出の対象となった前記第1識別情報の可変表示以前に開始される前記第1識別情報の可変表示において、前記連続演出の実行を禁止する

請求項2から請求項4のうちのいずれかに記載の遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

連続演出実行手段は、リーチ状態となる第1識別情報の可変表示を対象とした連続演出が終了する以前に第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示では連続演出の実行を禁止する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8003でYのときステップS8004を実行して連続予告演出を中断する）一方、当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される連続演出の対象となった第1識別情報の可変表示以前に開始される第1識別情報の可変表示において、連続演出の実行を再開する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8005でNのときステップS8006を実行して連続予告演出を再開する）ように構成されてもよい。そのような構成によっても、連続演出の途中で他方の識別情報の可変表示が割り込んで連続演出の連続性が損なわれる事態を防止することができ、連続演出の演出態様のつじつまが合わなくなる事態を防止することができる。従って、複数の可変表示部を備えた遊技機において、連続演出を行う場合の処理負担を増大させることなく、演出内容が不自然になることを防止することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

連続演出実行手段は、リーチ状態となる第1識別情報の可変表示を対象とした連続演出が終了する以前に特定表示結果とならない第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示では連続演出の実行を禁止する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8003でYのときステップS8004を実行して連続予告演出を中断する）一方、当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される連続演出の対象となった第1識別情報の可変表示以前に開始される第1識別情報の可変表示において、連続演出の実行を再開し（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8005でNのときステップS8006を実行して連続予告演出を再開する）、リーチ状態となる第1識別情報の可変表示を対象とした連続演出が終了する以前に特定表示結果となる第2識別情報の可変表示が開始されたときには、当該第2識別情報の可変表示および当該第2識別情報の可変表示の終了後に実行される連続演出の対象となった第1識別情報の可変表示以前に開始される第1識別情報の可変表示において、連続演出の実行を禁止する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS887を実行することによって、セットされていれば、大当り終了時に連続予告実行中フラグをリセットすることによって連続予告演出をそのまま終了する）ように構成されてもよい。そのような構成によっても、連続演出の途中で他方の識別情報の可変表示が割り込んで連続演出の連続性が損なわれる事態を防止することができ、連続演出の演出態様のつじつまが合わなくなる事態を防止することができる。従って、複数の可変表示部を備えた遊技機において、連続演出を行う場合の処理負担を増大させることなく、演出内容が不自然になることを防止することができる。